17 狩 猟 税(令和4年度)

事 務	7F	総計		法第700条の52 第1号 該当分(税率16,500円)		法第700条の52 第2号 該当分(税率11,000円)		·法第700条の52 第3号 該当分(税率8, 200円)		法第700条の52 第4号 該当分(税率5,500円		法第700条の52 第5号 該当分(税率5,500円	
	所	調定額	行	調定額	狩猟者 登録数	調定額	狩猟者 登録数	調定額	狩猟者 登録数	調定額	狩猟者 登録数	調定額	狩猟 <sup>1</sup> 登録数
		千					人		人	千円	人	千円	
*	計	4 25	4 404	3 640	298	22	3	496	81	_	_	96	2:
都 税 事	務所	4 08	2 380	3 501	283	22	3	496	81	-	-	63	13
区	部	1 34	8 109	1 105	75	11	1	197	26	-	-	36	-
新	宿	1 34	8 109	1 105	75	11	1	197	26	-	-	36	
多	摩	2 73	4 271	2 396	208	11	2	299	55	-	-	27	ı
立	JII	2 73	4 271	2 396	208	11	2	299	55	-	-	27	
支	庁	17:	2 24	140	15	-	_	_	_	_	_	33	
大	島	11	5 17	98	12	-	-	-	-	-	-	16	
三	宅	2	8 3	17	1	_	_	-	-	-	-	11	
八	丈	3	0 4	25	2	-	_	-	-	-	-	5	
小空	を 原			_	_	_	_	_	_	_	_	_	

<sup>(</sup>備考) 本表は、税率の特例適用分及び課税免除分を含む。